

(案)

胎内市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備の設置及び管理について必要な事項を定め、地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施されることにより、災害の発生を防止するとともに、良好な自然環境、生活環境及び景観等の保全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附帯する設備（送電に係る鉄柱等を除く。）をいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備を設置して発電を行う事業（当該設備の設置に伴う木竹の伐採並びに切土、盛土及び埋立て等の造成工事を含む。）をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電事業を実施する者（契約により太陽光発電事業の実施を請け負う者も含む。）及びその地位を承継した者をいう。
- (4) 地域住民等 太陽光発電事業の実施により生活環境に影響を受けるおそれがある者であって規則で定めるものをいう。
- (5) 土地所有者等 事業区域の土地所有権その他の使用又は収益を目的とする権利を有する者をいう。
- (6) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する区域（当該区域内の建築物を含む。）をいう。
- (7) 営農型太陽光発電設備 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第30条第2項に規定する営農型太陽光発電設備をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、この条例及び関係法令等を遵守し、地域住民等の理解を得るとともに、自然環境、生活環境及び景観等の保全

(案)

に支障がないよう、常時安全かつ良好な状態を維持しなければならない。

- 2 事業者は、太陽光発電事業の実施に係る苦情、被害及び紛争が生じたときは、自らの責任と負担において解決に当たらなければならない。

(土地所有者等の責務)

第4条 土地所有者等は、自然環境、生活環境及び景観等を害するおそれのある太陽光発電事業を行う事業者に対して、当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、自然環境、生活環境及び景観等に配慮し、必要な措置を講じなければならない。

(地域住民等の責務)

第6条 地域住民等は、この条例の対象となる太陽光発電事業と地域との調和を図るため、誠意をもって協議するよう努めなければならない。

(適用の範囲)

第7条 この条例の規定は、総発電出力が10キロワット以上の太陽光発電事業について適用する。ただし、規則で定める太陽光発電事業については、この限りでない。

- 2 前項の総発電出力を算定する場合において、複数の太陽光発電設備が、事業者、設置場所、土地所有者、設置時期その他の事情を総合的に勘案して、実質的に一体の事業として設置され、又は管理されていると認められるときは、当該複数の太陽光発電設備の発電出力を合算するものとする。

- 3 既に施工が完了し、又は施工中である太陽光発電設備について、発電出力を増加させる変更を行う場合において、当該変更後の総発電出力が10キロワット以上となるものについては、第1項の規定を適用する。

(禁止区域)

第8条 何人も、次の各号に掲げる区域（当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。）において、太陽光発電事業を実施してはならない。ただし、当該各号に規定する法律の規定（当該法律の委任に基づく命令、条例等の規定を含む。）に基づき太陽光発電設備の設置に係る行為が許可

(案)

され、又は認められている場合は、この限りでない。

- (1) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地の区域
- (2) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項又は同法第25条の2第1項の規定により指定された保安林
- (6) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第6項第1号イ及びロ又は同法第5条第2項第1号イ及びロに規定する農地の区域(営農型太陽光発電設備に係る設置事業を実施する農用地等を除く。)
- (7) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定による市の農業振興地域整備計画において定められた同条第2項第1号の農用地等として利用すべき土地の区域(営農型太陽光発電設備に係る設置事業を実施する農用地等を除く。)
- (8) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1項に規定する自然公園に該当する区域
- (9) 河川法(昭和39年法律第100号)第6条第1項の河川区域
- (10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区
- (11) 新潟県自然環境保全条例(昭和48年新潟県条例第34号)第14条第1項の規定により指定された自然環境保全地域
- (12) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項、第57条第1項又は第109条第1項の規定、新潟県文化財保護条例(昭和48年新潟県条例第33号)第5条第1項又は第31条第1項の規定又は胎内市文化財保護条例(平成17年条例第108号)第4条第1項の規定により指定又は登録された文化財が所在する区域及びその近接する土地、文化財保護法第134条第1項の規定により選定され

(案)

た重要文化的景観、同法第143条第1項又は第2項の規定に基づき定められた
伝統的建造物群保存地区並びに新潟県文化財保護条例第15条第1項の規定によ
り定められた文化財保存地区

(抑制区域)

第9条 市長は、河川の保全に関する区域、居住、商業及び準工業の用に供される
地域並びに土砂災害のおそれがある区域等を、災害の防止、良好な環境の保全そ
の他の事由により、太陽光発電設備の設置が望ましくないと認める区域（以下
「抑制区域」という。）に指定することができる。

2 市長は、抑制区域において、太陽光発電事業を実施しないよう事業者に協力を
求めるものとする。

3 抑制区域は、規則で定める。

(事前協議)

第10条 太陽光発電事業を行おうとする者は、第12条第1項の規定による届出を行
う前に、規則で定めるところにより、太陽光発電事業の計画について市長に協議
しなければならない。

2 太陽光発電事業を行おうとする者は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に
関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第9
条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請を行う前又は
発電した電気の供給若しくは売電に係る契約等の手続の前に、市長に協議しなけ
ればならない。

3 市長は、第1項の規定による協議があったときは、当該者に必要な指導又は助
言を行うものとする。

(説明会及び事前周知措置)

第11条 事業者は、前条の規定による事前協議が整ったときは、次条第1項の規定
による届出をする前に、地域住民等に対し、規則に定めるところにより、総発電
出力が50キロワット以上の太陽光発電事業にあつては説明会を開催し、総発電出
力が50キロワット未満の太陽光発電事業にあつては事前周知措置を講じなければ
ならない。

2 前項の規定により事前周知措置を講じる場合において、地域住民等から説明会

(案)

の開催を求められたときは、事業者は、説明会を開催しなければならない。

3 前2項の説明会における説明事項及び第1項の事前周知措置における周知事項は、規則で定める。

4 地域住民等及び事業者は、第1項又は第2項において、相互理解及び地域との調和を図るため、誠意をもって協議するよう努めなければならない。

(届出及び受理通知)

第12条 事業者は、太陽光発電事業に係る工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、当該工事に着手しようとする日の60日前までに、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該届出を受理した旨を、規則で定めるところにより、当該事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、届出の内容に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 事業者は、第1項の規定による受理の通知を受けた後でなければ、当該事業に係る工事に着手してはならない。

5 事業者は、第1項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

6 事業者は、前項の変更が規則で定める重要な事項の変更に該当するときは、当該変更着手する前に、地域住民等に対し、前条第1項の規定に準じて説明会を開催し、又は事前周知措置を講じなければならない。

7 前項の説明会及び事前周知措置に関し必要な事項は、規則で定める。

8 事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(太陽光発電事業終了後の措置)

第13条 事業者は、太陽光発電事業を終了しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定による届出の後、速やかに太陽光発電設備を撤去し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令等に従

(案)

い、撤去により生じた廃棄物を適正に処理しなければならない。

3 事業者は、太陽光発電事業終了後の撤去及び廃棄物の処理に要する費用を計画的に積立て等の方法により確保しなければならない。

4 再エネ特措法第9条第4項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る太陽光発電事業については、前項の費用の確保は、再エネ特措法その他関係法令に基づく解体等費用の積立制度その他の方法によるものとする。

5 前項に規定する太陽光発電事業以外の太陽光発電事業に係る第3項の費用の確保方法その他必要な事項は、規則で定める。

6 事業者は第3項の規定による費用の確保状況について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(報告の徴収)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電事業の状況等について、報告を求めることができる。

(立入検査)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市の職員に事業者の事務所、事業所その他太陽光発電事業に関係のある場所又は事業区域に立ち入り、太陽光発電事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により市の職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導又は助言)

第16条 市長は、事業者に対し、太陽光発電事業の適正な実施のために必要な指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第17条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、相当の期限を定めて適切な措置を講じるよう勧告することができる。

(1) 第8条の規定に違反して太陽光発電事業を実施したとき。

(案)

(2) 第10条第3項又は前条の指導に正当な理由なく従わないとき。

(3) 第12条第1項、第5項又は第8項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第13条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、同条第2項の規定による撤去若しくは適正な処理を行わなかったとき、同条第3項の規定による費用の確保を行わなかったとき、又は同条第6項の規定による費用の確保状況の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

(5) 第14条の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(6) 第15条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(命令)

第18条 市長は、前条の規定による勧告に正当な理由なく従わない事業者に対し、当該太陽光発電事業の停止を命じ、又は相当の期間を定めて、太陽光発電設備の除却その他の違反を是正するために必要な措置を講じるよう命ずることができる。

(公表)

第19条 市長は、前条の規定による命令を受けた事業者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに当該命令の内容を公表するものとする。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ当該事業者から意見を聴取しなければならない。ただし、事業者が意見の聴取に応じない場合は、これを行わないで公表をすることができる。

(国及び県への報告)

第20条 市長は、前条第1項の規定による公表を行った場合は、当該公表の内容及び公表の事実を国及び県に報告するものとする。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(案)

附 則

この条例は、令和●年●月●日から施行する。